

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第106条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて、議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。